

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2020-93794  
(P2020-93794A)

(43) 公開日 令和2年6月18日(2020.6.18)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
<b>B 6 5 D 23/08 (2006.01)</b>	B 6 5 D 23/08	Z 3 E 0 6 2
<b>B 6 5 D 65/02 (2006.01)</b>	B 6 5 D 65/02	A 3 E 0 8 6
<b>B 6 5 B 53/00 (2006.01)</b>	B 6 5 B 53/00	A
<b>B 6 5 D 23/00 (2006.01)</b>	B 6 5 B 53/00	K
<b>B 6 5 D 25/52 (2006.01)</b>	B 6 5 D 23/00	H

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 10 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2018-230822 (P2018-230822)  
(22) 出願日 平成30年12月10日 (2018.12.10)

(71) 出願人 000183462  
日本製紙クレシア株式会社  
東京都千代田区神田駿河台4-6

(74) 代理人 100144048  
弁理士 坂本 智弘

(72) 発明者 佐藤 光  
東京都千代田区神田駿河台4-6 日本製紙クレシア株式会社内

(72) 発明者 大岡 康伸  
東京都千代田区神田駿河台4-6 日本製紙クレシア株式会社内

(72) 発明者 大亀 幸治  
東京都千代田区神田駿河台4-6 日本製紙クレシア株式会社内

最終頁に続く

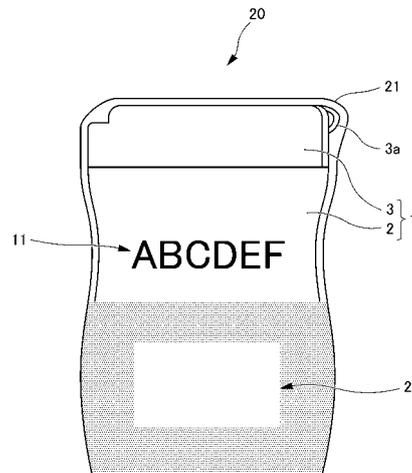
(54) 【発明の名称】 シュリンクフィルム包装体

(57) 【要約】

【課題】アルミシールなどで封をされた大きな円筒型の形状のボトルタイプウェットティッシュであっても美粧性に優れたシュリンク包装体を提供する。

【解決手段】アルミシールなどで封緘された円筒状のボトルタイプウェットティッシュ収納容器1と、収納容器1を包装するシュリンクフィルム21とを含むシュリンクフィルム包装体20であって、収納容器1は、意匠性の高いデザイン印刷部11、12、13を有し、シュリンクフィルム21は、デザイン印刷部12、13を隠すように、商品説明又は販促表現が記載された商品情報表示部22、23を有する。

【選択図】 図3



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

アルミシールなどで封緘された円筒状のボトルタイプウェットティッシュ収納容器と、前記収納容器を包装するシュリンクフィルムと、を含み、前記収納容器は、意匠性の高いデザイン印刷部を有し、前記シュリンクフィルムは、前記デザイン印刷部を隠すように、商品説明又は販促表現が記載された商品情報表示部を有する、シュリンクフィルム包装体。

**【請求項 2】**

前記シュリンクフィルムは、少なくとも一部の透明領域を有し、前記透明領域を破断する破断線が前記収納容器の軸方向に形成されている、請求項 1 に記載のシュリンクフィルム包装体。

10

**【請求項 3】**

前記シュリンクフィルムは厚さ 5  $\mu\text{m}$  以上 30  $\mu\text{m}$  以下の二軸延伸ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレンまたはポリエステル単層で形成されている、請求項 1 又は請求項 2 に記載のシュリンクフィルム包装体。

**【請求項 4】**

前記シュリンクフィルムは、厚さ 5  $\mu\text{m}$  以上 30  $\mu\text{m}$  以下の二軸延伸ポリエチレン、ポリプロピレンまたはポリオレフィンの複層で形成されている、請求項 1 から請求項 3 のいずれか 1 項に記載のシュリンクフィルム包装体。

**【請求項 5】**

前記シュリンクフィルムの 120 における横方向収縮率が 30% 以上 80% 以下である、請求項 1 から請求項 4 のいずれか 1 項に記載のシュリンクフィルム包装体。

20

**【請求項 6】**

前記シュリンクフィルムの 120 における縦方向収縮率が 30 ~ 80% である、請求項 1 から請求項 5 のいずれか 1 項に記載のシュリンクフィルム包装体。

**【発明の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本発明は、シュリンクフィルム包装体に関する。

**【背景技術】****【0002】**

従来より商品である被包装物とこの被包装物を包装するシュリンクフィルムとを有するシュリンクフィルム包装体が提案されている。

このシュリンクフィルム包装は包む作用と緊縛する作用の両方を有し、凹凸のある物品や複数の物品でも簡単に、しかも体裁よく包装しうるので、従来より食品や日用品などの種々の商品に対して広く使用されている。またシュリンク包装は、それ自体に消費者の手元に届くまで内容物が使われていないこと、あるいは異物が混入されていないことを保証する機能（保証包装機能）がある。さらに、シュリンク包装に印刷を施し、商品説明や販促表現を記載し、被包装物には全く異なったデザインとすることができるため、店頭での販促効果と使用時の意匠性の高いデザインを両立することが可能となる。

40

**【先行技術文献】****【特許文献】****【0003】**

【特許文献 1】国際公開番号 WO 2005/092821

**【発明の概要】****【発明が解決しようとする課題】****【0004】**

しかしながら、シュリンク包装に印刷を施す場合、収縮によって印刷したデザインが大きく歪む事や、被包装物に施したデザインとの位置関係を合わせることができずに美粧性が劣ってしまうなどの課題があった。

50

一方で、ボトルタイプのウェットティシューのように大きな円筒型の形状である場合にはデザインの歪みを抑制することが難しく、さらにアルミシール等によって封をされている製品の場合、熱収縮時に容器が膨張してしまうため、シュリンク包装後の放冷による容器の収縮に、フィルムが追従できず、シュリンクフィルムと容器のあいだに隙間が生まれてしまい、美粧性の優れたシュリンク包装体を得ることは困難であった。また、購入した商品が何であるのかを他人に知られたくないこともあるが、上記シュリンクフィルムは一般に中身の商品が外からそのまま見えるため、購入した商品が何であるのかを他人に知られてしまう場合もあった。

【0005】

そこで、本発明は以上の課題に鑑みてなされたものであり、アルミシールなどで封をされた大きな円筒型の形状のボトルタイプウェットティシューであっても美粧性に優れたシュリンク包装体を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記課題を解決するために、(1)本発明のシュリンクフィルム包装体は、アルミシールなどで封緘された円筒状のボトルタイプウェットティシュー収納容器と、前記収納容器を包装するシュリンクフィルムを含み、前記収納容器は、意匠性の高いデザイン印刷部を有し、前記シュリンクフィルムは、前記デザイン印刷部を隠すように、商品説明や販促表現が記載された商品情報表示部を有する。

【0007】

(2)上記(1)の構成において、前記シュリンクフィルムは、少なくとも一部の透明領域を有し、前記透明領域を破断する破断線が前記被包装物の軸方向に形成されている。

【0008】

(3)上記(1)又は(2)のいずれか1の構成において、前記シュリンクフィルムは厚さ5 $\mu$ m以上30 $\mu$ m以下の二軸延伸ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレンまたはポリエステル単層で形成されている。

(4)上記(1)～(3)のいずれか1の構成において、前記シュリンクフィルムは厚さ5 $\mu$ m以上30 $\mu$ m以下の二軸延伸ポリエチレン、ポリプロピレンまたはポリオレフィンの複層で形成されている。

(5)上記(1)～(4)のいずれか1の構成において、前記シュリンクフィルムの120における横方向収縮率が30～80%である。

(6)上記(1)～(5)のいずれか1の構成において、前記シュリンクフィルムの120における縦方向収縮率が30～80%である。

【発明の効果】

【0009】

本発明によれば、アルミシールなどで封緘された大きな円筒型の形状のボトルタイプウェットティシューであっても美粧性に優れたシュリンク包装体を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】本発明の実施形態におけるウェットティシュー収納容器のおもて側を説明するための図である。

【図2】本発明の実施形態におけるウェットティシュー収納容器の裏側を説明するための図である。

【図3】本発明の実施形態におけるシュリンクフィルム包装体のおもて側を説明するための図である。

【図4】本発明の実施形態におけるシュリンクフィルム包装体の裏側を説明するための図である。

【図5】本発明の実施形態におけるシュリンクフィルム包装体のカバー包装体を説明するための図、同図(a)はカバー包装体の斜視図、同図(b)はカバー包装体の展開図である。

10

20

30

40

50

【図6】カバー包装体を取り付けた状態を示す図である。

【発明を実施するための形態】

【0011】

以下、添付図面を参照して、本発明を実施するための形態(以下、「実施形態」と称する)について詳細に説明する。実施形態の説明の全体を通して同じ要素には同じ番号を付している。

【0012】

以下、本発明に係るウェットティッシュ収納容器の実施の形態を、図面を参照して詳細に説明する。

図1は、本発明の実施形態におけるウェットティッシュ収納容器のおもて側を説明するための図である。図2は、本発明の実施形態におけるウェットティッシュ収納容器の裏側を説明するための図である。図3は、本発明の実施形態におけるシュリンクフィルム包装体のおもて側を説明するための図である。図4は、本発明の実施形態におけるシュリンクフィルム包装体の裏側を説明するための図である。

【0013】

図1及び図2では、ウェットティッシュ収納容器1を示している。

図3及び図4に示すように、シュリンクフィルム包装体20は、図1及び図2で示したウェットティッシュ収納容器(被包装物)1と、ウェットティッシュ収納容器1を包装するシュリンクフィルム21とで構成されている。

シュリンク包装は、熱で縮む作用を活かして、あらゆる形にフィットされることができ

る包装技術であり、ここではこの技術に関する詳細な説明は省略する。  
ここで、被包装物は、例えば図に示すウェットティッシュ収納容器、その他の衛生用品や医療用品などであってもよく、シュリンクフィルムで包装が可能な物であればどのようなものでも含まれる。

【0014】

図1及び図2に示すように、ウェットティッシュ収納容器1は、容器本体2と、蓋体3とで構成されている。

容器本体2は、上端部に開口部を有する有底円筒状であって、開口部はアルミシールで封緘されている。容器本体2の上端部の外周面には、周方向に沿って雄ねじ部が形成されている。

蓋体3は、天板を有するとともに下端部が開放された円筒状の形状を持ち、天板に穿設されたウェットティッシュ挿通孔と、ウェットティッシュ挿通孔を覆う小蓋と、小蓋を開閉自在にするヒンジ部3aとを有する。

小蓋を開くことにより、ウェットティッシュを取り出すことができる。

【0015】

ウェットティッシュ収納容器1には、商品の意匠性を高めるためのデザイン印刷部11、12が設けられている。デザイン印刷部11、12が設けられていることにより、消費者は部屋のインテリアや景観を崩すことなくウェットティッシュを使用することが出来る。デザイン印刷部11、12は、ウェットティッシュ収納容器に直接印刷することもできるし、上記とは別のシュリンクフィルムを介してウェットティッシュ収納容器に付けることもできる。

【0016】

図1に示すように、ウェットティッシュ収納容器1のおもて側には、商品の意匠性を高めるためのデザイン印刷部11、12が設けられている。図2に示すように、ウェットティッシュ収納容器1の裏側には、商品の意匠性を高めるためのデザイン印刷部13が設けられている。

なお、デザイン部11、12、13にはブランドロゴや商品表示等が記載されていても構わない。

【0017】

次に、ウェットティッシュ収納容器1がシュリンクフィルム21で覆われたシュリンク

10

20

30

40

50

フィルム包装体 20 について説明する。

シュリンクフィルム 21 は、ウェットティッシュ収納容器 1 のデザイン印刷部 12、13 を覆うように商品情報表示部 22、23 が設けられている。前面の商品情報表示部 22 には、商品に係る名称、用途、特徴、外観の概略図などの商品情報が、需要者が欲する商品を直感的に選択できるように表示されている（販促表現）。また、後面の商品情報表示部 23 には、使用にあたっての具体的な注意事項や、商品を構成する成分など専門技術的な商品情報が、需要者に的確に伝わるように表示されている（商品説明）。

シュリンクフィルムの商品情報表示部 22、23 以外の領域は、外部より内部は視認できない単色の有色とすることもできるし、商品情報とは無関係のデザイン、例えば季節の植物や動物などのイラストレーション、漫画、風景写真等が付されていてもよい。

ウェットティッシュ収納容器 1 は、購入後、図 3 及び図 4 に示した状態で持ち運ばれる。

#### 【0018】

シュリンクフィルム 21 は、少なくとも一部の透明領域 24 を有し、透明領域 24 を破断する破断線 25 がウェットティッシュ収納容器 1 の軸方向に形成されている。

透明領域 24 は、美粧性の観点からシュリンク包装体 20 の後面に設けることが望ましいが、特に限定されない。

#### 【0019】

破断線 25 は切込み部及び非切込み部から構成される。切込み部は長さ 1mm 以上 5mm 以下であることが好ましく、2mm 以上 3mm 以下であることがより好ましい。非切込み部の長さは 1mm 以上 4mm 以下であることが好ましく、2mm 以上 3mm 以下であることがより好ましい。

上記の範囲である場合、収縮時に空気が抜けていく量や速度や最適となり、デザインの歪みが小さくなる。また、シュリンク包装を開封しやすい。

#### 【0020】

シュリンクフィルム 21 は、ウェットティッシュ収納容器 1 の軸方向に収縮時に空気を抜くための針穴を設けてもよい。

#### 【0021】

ここで、上記のシュリンクフィルム 21 の材料としては、熱によって収縮するフィルム材料が使用され、例えば、二軸延伸ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレンまたはポリエステルなどの熱収縮性を有するプラスチックフィルムを使用することができ、特に、収縮仕上りの綺麗な二軸延伸ポリエチレンフィルムを使用することが好ましい。

シュリンクフィルム 21 は、二軸延伸ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレンまたはポリエステルの単層又は複層で形成することができる。

#### 【0022】

上記のシュリンクフィルム 21 の厚みは 5 $\mu$ m 以上 30 $\mu$ m 以下であることが好ましく、10 $\mu$ m 以上 25 $\mu$ m 以下であることがより好ましく、15 $\mu$ m 以上 20 $\mu$ m 以下であることが更に好ましい。フィルムの厚みが 5 $\mu$ m よりも薄い場合、フィルムが意図せず破れたり、擦れによるピンホールが発生してしまう。30 $\mu$ m を超えるとフィルムが固くなってヒートシール部において角やシワが発生してしまう。

なお、フィルムの厚みは JIS Z 1702 に基づいて測定した。

#### 【0023】

上記のシュリンクフィルム 21 は、120 における横方向の収縮率が 30% 以上 80% 以下であることが好ましく、40% 以上 70% 以下であることがより好ましく、50% 以上 60% 以下であることが更に好ましい。30% よりも低い場合、収縮時により高い温度をかける必要があるため、容器が膨張して放冷時のシワが発生する。80% を超えると収縮時に掛かる応力に耐えられず、ヒートシール部が破れてしまう。

なお、フィルムの収縮率は JIS Z 7130 に基づいて測定した。

#### 【0024】

上記のシュリンクフィルム 21 は、120 における縦方向の収縮率が 30% 以上 80

10

20

30

40

50

%以下であることが好ましく、40%以上70%以下であることがより好ましく、50%以上60%以下であることが更に好ましい。30%よりも低い場合、収縮時により高い温度をかける必要があるため、容器が膨張して放冷時のシワが発生する。80%を超えると収縮時に掛かる応力に耐えられず、ヒートシール部が破れてしまう。

なお、フィルムの収縮率はJIS Z 7130に基づいて測定した。

#### 【0025】

次に、カバー包装体について説明する。

図5は、本発明の実施形態におけるシュリンクフィルム包装体のカバー包装体を説明するための図、同図(a)はカバー包装体の斜視図、同図(b)はカバー包装体の展開図である。図6は、カバー包装体を取り付けた状態を示す図である。

図5及び図6に示すように、シュリンクフィルム包装体20は、商品情報表示部の外側に巻かれるカバー包装体30を有する。このカバー包装体30は、不可視領域22で見えない状態にされている第2商品情報表示部32及び第2商品情報表示部33を有している。

#### 【0026】

カバー包装体30は、ここでは、シュリンクフィルム包装体20の正面部または側面部若しくは背面部の一部に巻きつけて固定でき、一例として帯状のシート材の場合を示している。帯状シートでなくラベル状のシート材でもよい。また、スリーブ状(筒形)フィルム部材であってもよい。なお、このような巻き付け態様に限る必要はなく、例えば、天面部、底面部に巻き付けてもよい。

#### 【0027】

カバー包装体30を形成する材料は、例えば、樹脂フィルム、紙及び不織布のいずれか又はこれら相互の積層体を主体とする素材により形成することが可能である。

このようにカバー包装体30は、シュリンクフィルム包装体20の表面の一部を覆うようにシュリンクフィルム包装体20に取り付けられて販売中は破れない強度をもち、所望時にシュリンクフィルム包装体20の表面から取り外すことができるカバー包装部材30であれば特に制限はない。

#### 【0028】

カバー包装体30には、第2商品情報表示部32、第2商品情報表示部33が設けられており、需要者が店頭でウェットティッシュ収納容器が直感的かつ的確に伝わるように商品情報が表示されている。第2商品情報表示部32は例えば商品情報表示部12と同じであってもよく、第2商品情報表示部33は商品情報表示部32と同じであってもよい。

ここで、カバー包装体30は、第2商品情報表示部32、33以外の箇所を無地、透明とするほか、ウェットティッシュ収納容器20と同じデザインを施したデザイン部を設けることとしてもよい。

#### 【0029】

前面の第2商品情報表示部32には、商品に係る名称、用途、特徴、外観の概略図などの商品情報が、需要者が欲する商品を直感的に選択できるように表示されている。また、後面の第2商品情報表示部33には、使用にあたっての具体的な注意事項や、商品を構成する成分など専門技術的な商品情報が、需要者に的確に伝わるように表示されている。

また、カバー包装体30は、固着部34を有しており、この固着部34は、所定の力でシュリンクフィルム21から取り外せるようになっている。

#### 【0030】

固着部34はカバー包装体30がシュリンクフィルム21の外側に取り付けられるよう、カバー包装体30の裏側に設けられ、固着部34の材料として接着剤又は粘着テープによりシュリンクフィルム21の正面部または側面部もしくは背面部の全部または一部に取付けられる。カバー包装体30を接着剤又は粘着テープによりシュリンクフィルム21の正面部または側面部もしくは背面部の全部または一部に取付けられる。

さらに、このカバー包装体30の適宜な個所に開封用ミシン目(カバー開封部)37を1本または数本設けておき、購入後必要に応じて、消費者がカバー包装体30をカバー開封

10

20

30

40

50

部 37 に沿ってシュリンクフィルム 21 から取り外すと購入内容物の隠蔽性を保つことができるものである。

なお、カバー包装体 30 の開封位置に、ミシン目に代えてカットテープを設けたり、ノッチなどの破断補助手段を設けておいてもよい。

#### 【0031】

このカバー包装体 30 は取り外す後の再接着が不可能な接着剤又は粘着テープによりシュリンクフィルム 21 の正面部または側面部もしくは背面部の全部または一部に一体に取付けられる。

これらの商品情報は需要者が購入行動をとるにあたって当然必要なものであるが、一方でこれを購入する需要者によっては、他人に購入を知られることを嫌うこともある。特に、大人用の軽失禁に使用される商品等である場合、他人にそれを購入していることを見られたり、知人に知られたりすることに羞恥を覚えることが多いと言われている。

こうしたことから、購入後の持ち運びの際に生じる羞恥心を軽減するために、商品の情報が表示されたカバー包装体は取り外せるようになっており、カバー包装体を容器に固着する固着部 34 は、所定の力で取り外せるように構成されている。

購入までの状態では、カバー包装体 30 は容器に固着部 34 により固着されており、購入された状態では、需要者が持ち運び又は使用若しくは保管する環境に応じて、カバー包装体 30 を取り外すことができる。

#### 【0032】

カバー包装体 30 は、さらに加えて、一旦取り外した後に再取り付けを可能ならしめる係止部 35、36 を有している。カバー包装体 30 をシュリンクフィルム 21 から一旦取り外すと、固着部 34 及びカバー開封部 37 は役割を終えることになるので、係止部 35、36 は、カバー包装体 30 を再取り付けするために設けられている。

ただし、カバー包装体 30 を再取り付けしても、シュリンクフィルム包装体 20 を新たに商品として店頭で販売したり、そのために輸送したりするものではないので、係止部 35、36 は、カバー包装体 30 のカバー開封部 37 の展開された両端を簡易に係止できる程度のものでよい。

#### 【0033】

図 5 では、カバー包装体 30 のカバー開封部 37 の展開された両端の上下に互いに噛み合う切れ込みを設けた例を示している。このほかにも、係止部 35、36 をマジックテープ(登録商標)、一对の引っ掛け部材又は繰り返し貼り剥がす可能な粘着シートなどで構成してもよい。

このように構成することにより、需要者の置かれた環境に応じて、需要者の意思によってカバー包装体 30 をシュリンクフィルム 21 から取り外したり、再取り付けしたりすることを繰り返し行うことができる。

以上、本実施形態によれば、アルミシールなどで封をされた大きな円筒型の形状のボトルタイプウェットティッシュであっても美粧性に優れたシュリンク包装体を提供することができる。

#### 【0034】

以上、本発明を、実施形態を用いて説明したが、本発明の技術的範囲は上記の実施形態の範囲には限定されないことは言うまでもなく、上記実施形態に、多様な変更又は改良を加えることが可能であることが当業者に明らかである。また、そのような変更又は改良を加えた形態も本発明の技術的範囲に含まれ得ることが、特許請求の範囲の記載から明らかである。

#### 【符号の説明】

#### 【0035】

- 1 ウェットティッシュ収納容器
- 2 容器本体
- 3 蓋体
- 11、12、13 デザイン印刷部

10

20

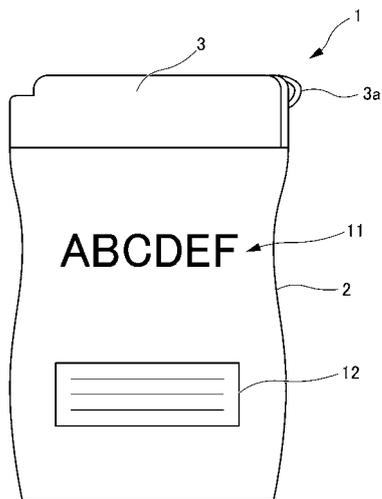
30

40

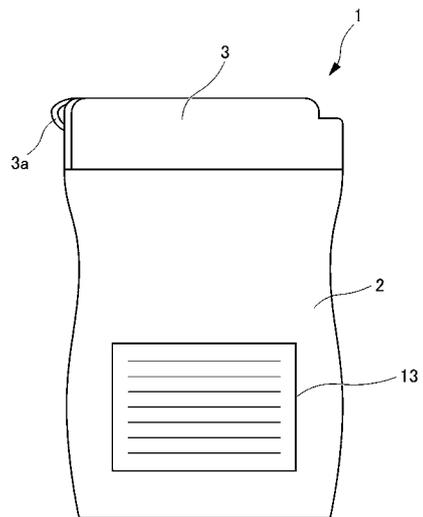
50

- 2 0 シュリンクフィルム包装体
- 2 1 シュリンクフィルム
- 2 2 前面の商品情報表示部
- 2 3 後面の商品情報表示部
- 2 4 可視領域
- 2 5 破断線
- 2 6 針穴
- 3 2、3 3 第 2 商品情報表示部
- 3 4 固着部
- 3 5、3 6 係止部
- 3 7 カバー開封部

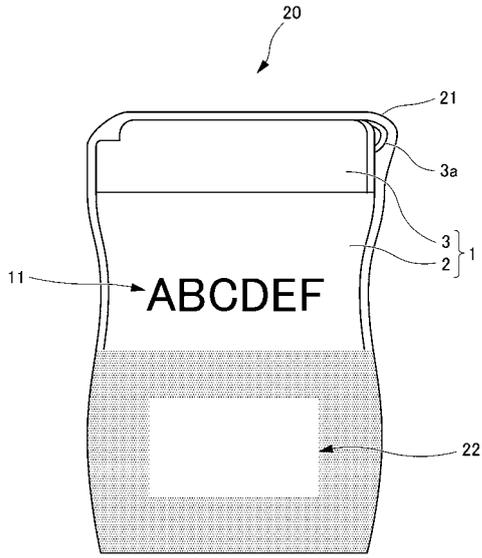
【 図 1 】



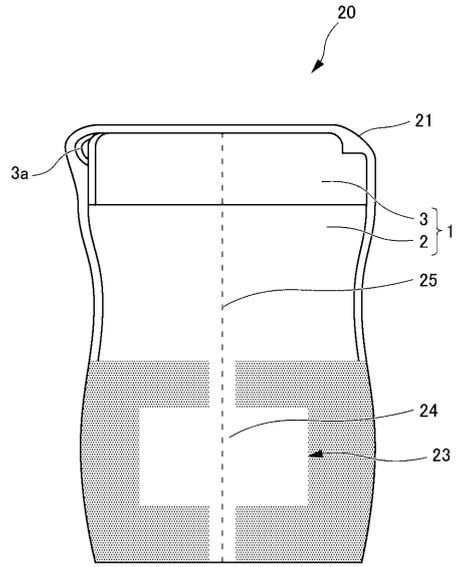
【 図 2 】



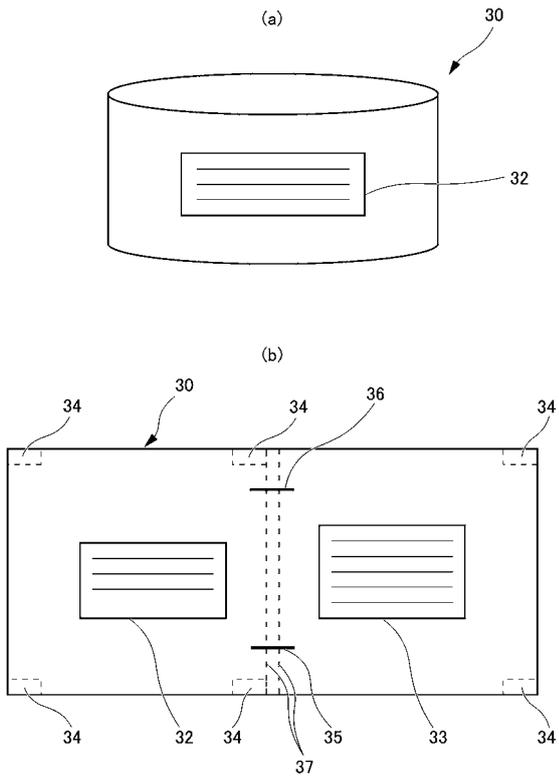
【 図 3 】



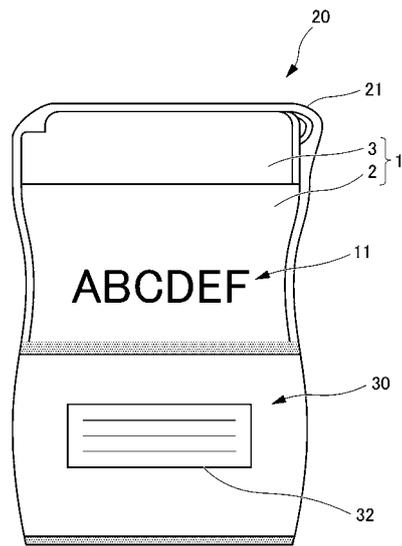
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



---

フロントページの続き

(51)Int.Cl.

F I

テーマコード(参考)

B 6 5 D 25/52

D

Fターム(参考) 3E062 AA09 AB13 AC02 DA01 DA02 DA07 JA04 JA08 JB05 JB07

JD10

3E086 AA22 AC12 AC25 AD16 BA02 BA04 BA15 BB67 BB85